

富山県交通安全対策会議条例

昭和 45 年 9 月 30 日

富山県条例第 38 号

改正 昭和 62 年 3 月 30 日条例第 25 号

改正 平成 17 年 10 月 1 日条例第 111 号

富山県交通安全対策会議条例を公布する。

富山県交通安全対策会議条例

(趣 旨)

第 1 条 この条例は、交通安全対策基本法(昭和 45 年法律第 110 号)第 17 条第 5 項の規定に基づき、富山県交通安全対策会議(以下「会議」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会 長)

第 2 条 会長は、会務を総理する。

2 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(委員及び特別委員)

第 3 条 部内の職員のうちから指名される委員並びに市町村長及び消防機関の長のうちから任命される委員の定数は、それぞれ 11 人及び 6 人とする。

2 市町村長及び消防機関の長のうちから任命される委員の任期は、2 年とする。

ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

3 前項の委員は、再任されることができる。

4 特別委員は、西日本旅客鉄道株式会社、中日本高速道路株式会社その他の陸上交通に関する事業を営む公共的機関の役員又は職員のうちから、知事が任命する。

5 特別委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

(幹 事)

第 4 条 会議に、幹事 26 人以内を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、会議の所掌事務について、会長、委員及び特別委員を補佐する。

(議事等)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 62 年条例第 25 号)

この条例は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年条例第 111 号)

この条例は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

富山県交通安全対策会議運営規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、富山県交通安全対策会議条例（昭和45年富山県条例第38号）第5条の規程に基づき、富山県交通安全対策会議（以下「対策会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会 議)

第2条 対策会議の会議は、対策会議の会長が招集する。

2 対策会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 対策会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときに会長の決するところによる。

(会議の種類)

第3条 会議は、定例会と臨時会とする。

2 定例会は、原則として毎年度当初に開催する。

3 臨時会は、会議の必要が生じたときそのつど開催する。

4 委員は会議の必要があると認めるときは、会長に会議の招集を求めることができる。

第4条 前2条の規程にかかわらず、次の各号に該当するときは、会長が適宜の方法により、関係のある委員と協議して決定することができる。

(1) 緊急を要する事態が発生し、対策会議を開催するいとまがないとき。

(2) 決定を要する事項が一部の特定の機関にのみ関係のある事項で、早急に措置するとき。

(3) 軽易な事項で早急に措置を要するとき。

2 会長は、前項各号による決定をしたときは、次の対策会議にその旨を報告するものとする。

(幹事会)

第5条 対策会議に幹事会を置く。

2 幹事会は、会長が招集しあらかじめ会長が指名する幹事とその議長となる。

3 幹事会は、次の事項を処理する。

(1) 対策会議に提出する議案の作成

(2) その他会長から命ぜられた事項

(事務局)

第6条 対策会議に、その事務を処理させるため事務局を置く。

2 事務局に事務局長、その他の職員を置く。

3 事務局長は、富山県知事政策室長をもって充てる。

(細 則)

第7条 この規程によるもののほか必要な事項は、そのつど対策会議に諮って定める。

附 則

この規程は、昭和51年4月1日から施行する。

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

この規定は、平成14年7月1日から施行する。

この規定は、平成17年4月1日から施行する。